

千葉県職員措置請求書

(平成21年度 千葉県政務調査費の一部返還請求)

一、 「請求の要旨」

第1、 政務調査費の性質と適正な使用の考え方

1. 地方議会議員は地方自治法（以下法という）203条により、報酬、費用弁償、期末手当など条例で定めた範囲内で支給を受けられる。議員は非常勤であり、その報酬等の性格は労働者の給与とは異なる。

かくて、議員として本来職務を全うするために必要な報酬が認められている。

この203条による報酬は、千葉県においては月額にして85万3600円と高額である。これに期末手当として年2回6月に月額の2.125ヶ月分、12月に2.325ヶ月分の支給を受ける。それだけでなく、議員の充て職となる職務についても月々高額の報酬が支給されている。したがって、今や議員は年1500万円になんなんとする高額所得者である。

これに対し、年間のうち、ごく限られた議会や委員会に出席することは、議員の「最低限の義務」というべきであるが、積極的に発言活動することは必ずしも義務化されていない。もとより、再選や党派支持の拡大という議会活動外の多くの活動は議員の「義務」ではない。議員として要求されるマナーや兼職等の制限を受けるも、その義務付けられた行為に対し報酬は非常に高額である。世界的水準からしても高いことはよく指摘されている。

議員に義務化された活動からして、本来議員に期待される議員として見識を高めたり、その自治体の実情を知り調査して議会活動に反映することは、そもそも報酬でもって十分報われるものである。加えて、議会活動に必要な費用の実費弁償は別途される。

従って、本来狭義の報酬や特別必要な費用以外は不要といえ、国会議員における立法事務費のようなものは全く想定されなかったのである。

ところが、東京都など大きな議会での第二の報酬、費用弁償ともいうべき事実上の「調査研究費」の支給が手前味噌的に全国化した。都道府県、政令市から市町村の一部にまで事実上支給される実情の下にこれが社会問題となり、住民訴訟でも是正を求められることが生じた。そこで、全面禁止でなく限定した条件の下に条例を定めて支給することが検討された。それが地方自治法100条の改正であった。

したがって、「政務調査費」は、本来203条の報酬や費用弁償、期末手当、さらには退職金、退職一時金などで高額の報酬、費用弁償、手当、金員が支給されることを踏まえ、こ

れらでは荷い難い議員の不可欠な活動としての調査研究に必要な経費であり、且つその一部であることが明らかな支出にのみ支給が許されると言うべきである。

2. 法100条の改正で条例により「調査研究に資するため必要な経費の一部」が会派および議員に交付することが認められるようになり（法100条13項）本件千葉県条例もこれに基づくが、これは議員会派または議員のあくまで千葉県議会議員としての調査研究費用であり、いやしくも政党政治活動、再選挙、支持者拡大の活動とは明確に切り離されたもので、その調査・研究の性格内容が、千葉県の議員としての説明責任を果たしうるものとして職務委嘱が成立している経費実費の一部補填というべきである。政務調査費の原資は、公金（税金）であり、県民に対してその内容、その額、相当性等説明責任を有するものであるから議員が主観的に自由に使ってよい報酬と異なり、いわゆる「渡し金」の給付金と本質的に異なるものである。

したがって「政務調査費」は、いやしくも私的流用が疑われる事態、また私的利用との混入は避けるべきである。議員としての教養見識を高めるものであってもそれは本来報酬たる月額給与の給与で賄うべきであり、政務調査費の第二給与化は厳に避けなければならない。

3. 議員が「政務調査費」でよく利用するパソコン、プリンター、カメラ等備品、また全て政務調査費に使いきれず残存することになる文具、用具は、結局個人の私物化にされるのであり、そもそも私的利用が予定されているといえ、政務調査として違法不当になるものが多いといえる。

特に近時千葉県の議員活動の実態は、政党的立場からする主義主張や自らの再選のための集票準備活動や一部住民の利権擁護や代弁活動（例えば口利き）が目立ち、政務調査費についても、真に千葉県全体のための公的目的からする県民全体に役立ち、調査研究で議員の正当かつ期待される議会を充実させる活動に有効、効率、経済的な使われ方をしていると言えないものが多い。

これは法2条14項等地方自治体関係法の規定する公共性、公益性、効率性ある使用を担保する水準に程遠い。調査研究費は、議員や会派が使う事実上の一般費用の一部ならよいというものではない。その公正な目的、有効、有用性等を県民に説明できないものは適正な交付でなく、仮に支出してもその返還清算をしなければならないというべきである。

以上の基本的な基準により千葉県議員らの支出で検討すると、調査研究費が全体の5.8%に止まり、これは法律の趣旨から離れているといわなければならない。さらに、具体的支出項目について検討すると、適正な支出と認められないものが多く支出されている。

別表一政務調査費事業実施報告書 %表示

第2．政務調査費の違法、不当な使用事実並びにその理由

1． 広報費の一部は政務調査費として認められない。

広報・広聴費の用途は、県政に関する政務調査に関する広報・広聴に限定される。しかしながら、千葉県の政務調査費に関する条例、規則、手引きには、県政に関する政務調査・報告とそれ以外の会派・議員個人の活動報告との区別が明確に定められていない。このため、本来県政の政務調査研究と無関係な会派・議員独自の広報・広聴への政務調査費支出が混沌となっている現状である。

そのため、これを仕分けし、政務調査研究の結果の広報が必要でありそのための費用も法が認める政務調査研究費であるとして、これに外れた支出は次のとおりである。

1) 亀田郁夫議員の「響・春号」「響・夏号」「響・冬号」は、議会報告に関する記事部分は政務調査費としての使用を認めるが、議員自身に関する記事や写真は再選活動であり、後援会に関する記事とともに政務調査費の使用は認められない。

よって、「響・春号」は記事の面積比で35%。「響・夏号」は25%。「響・冬号」は50%を占め、編集代一式、印刷代、折り込み代とし支出された1,642,578円を同率で按分した1,053,925円が返還されるべきである。

(2)「県南思考」は、亀田郁夫議員、木下敬二議員、秋山光章議員が共同で発行している共同誌である。議員の写真が多く掲載され、議員自身の意見や感想が中心であることから、これらは議員の再選活動であり、面積比で50%を占めていることから「県南思考」の編集代一式、印刷代、折り込み代として支出された899,537円を同率で按分した449,068円が返還されるべきである。

(3)「県議会レポート」は、後援会活動、政党活動との記事の面積比で50%を占めていることから、支出された97,722円を同率で按分した48,861円を返還させるべきである。

証-1

2) 佐野彰議員の県政報告「まごころと実行」は、議員自身の写真と名前が大きく掲載され、記事は議員自身の活動報告と意見が中心でこれらは議員の再選活動であり、面積比で50%を占めている。よって、県政報告の印刷代、印刷の版下とフィルム代、郵送代として按分率100%で政務調査費より支出された2,276,137円の同率で按分した1,138,068円を返還させるべきである。

(2) 県政広報冊子600冊のコピー代として政務調査費より支出された311,100円は、提出された領収書等にはその目的、仕様が記載されていない。このため、600冊という数量から後援会向けのコピーであったと考えるほかなく、よって全額返還されるべきである。

(3) 領収書番号45番、3月5日付広報誌編集費200,000円は、領収書発行者の住所、事業者名が消されていることから領収書として認めることが出来ないことから、全額を返還されるべきである。

証-2

3) 高木衛議員の、広報紙製作料は、4件で年間総額3,185,000円を支出し、12月25日支払い分を「後援会活動との按分75%」としたほかは100%政務調査費によるとして、年額2,970,000円を請求した。

内訳は、収支報告書によると、広報紙、印刷、折込代とあり、出納簿では、広報紙製作料とのみ記載され、領収書には、広報紙作成、広報紙作成、広報紙製作と記載されている。

これらの書式の情報を統合すると、領収書の発行元「政経ジャーナル 市原新聞」社に広報紙の企画作成を依頼し、製作、印刷、折込、から広報紙の製作と(一般新聞)折込を行い、新聞の戸別配達を利用して一般市民に配布し、広報の事業を委託したと主張しているものと思われる。

しかしながら、4件の領収書には「広報紙作成」とのみ記入されていることから、この記述による妥当性を判断すると、広報紙の企画、デザイン、版下の作成業務と判断でき、作成したA4もしくはB4サイズ、両面で2ページと判断しても、860,000円の支出は高額にすぎる。

高額との判断として、同じ市原市選挙区で、杉田守康議員の整理番号71番による、同じ「政経ジャーナル市原新聞」社、広報紙作成(原文のまま)、B4版、5万部1ページが金額300,000円で成立している。

また、杉田守康議員の整理番号83番により、同じ選挙区でのB4版2ページ、8万1千部印刷代として338,250円。整理番号84番により、同じ選挙区での新聞折り込み配布料として、B4版 2ページ 8万部で、318,000円で契約が成立している事例からも明らかである。

このことから、政務調査費による支出は認められず、支出した2,970,000円、全額の返還を求める。

なお、当該の作成、配布された成果物を入手できなかったため、記事の内容の妥当性は検証していない。このため記事内容の按分が必要となった際は、監査委員による検証を期

待する。

証-3

2. 人件費の一部は政務調査費として認められない。

千葉県の規則では、「会派又は議員が調査研究のための活動のために常時又は臨時に雇用する事務員等の給料又は賃金、各種手当、社会保険料等の雇用に要する経費をいう」と、人件費として支出を認めているが、調査研究をする事務員が、それを専業とするわけではなく、それ以外の職務にも従事させられる可能性が高いし、それが現実である。さらに、調査研究活動をする能力もない親族等を単なる名目上の事務員とし、それを費用化するものもあり、実質的に調査研究事務に従事させていない可能性も高い事例が言われている。

このように、会派・議員の調査研究に資するための経費以外に流用されやすく、現実的にも乱脈な使われ方をしている人件費には厳正に対応すべきである。

また、個別調査に伴う経費はともかく、常時のアルバイトを雇い、人件費として調査研究費を使うことは必要性、公益性に乏しく、厳格な公益性、有効性、効率性、経済性の証明で説明責任を果たすことが必要である。

1) 伊藤和男議員は、5名(A,B,C,D,E)の事務員を雇いその給与を後援会活動との50%按分で12ヶ月間、毎月次のように政務調査費から支出している。

	支払額	政務調査費分
A	100,000円	50,000円
B	100,000円	50,000円
C	80,000円	40,000円
D	80,000円	40,000円
E	90,000円	45,000円

まずは、5人の事務員雇用には大いに疑問があると言わざるを得ないところである。

即ち、政務調査のための雇用を認めるとしても、5名の雇用理由が提示されず、雇用した結果の成果も示されていないことから、政務調査活動以外の業務についていると想定せざるを得ない。千葉県議会議員の事務員の雇用状況および議員の業務状況から判定し、多く見て2名いれば充分と思われ、5人全てについての政務調査費使用には合理性がない。

従って、C,D,Eに政務調査費から支払われた合計1,500,000円は目的外支出として返還させるべきである。

証-4

2) 伊藤丈議員は4名(E,F,G,H)のアルバイトを雇い、毎月のアルバイト代を他の活動との按分で75%を政務調査費から支出している。

各人ともに支払額は50,000円、政務調査費支出額は37,500円である。政務

調査のために毎月4人のアルバイトが必要とは思われず、4名の雇用理由が提示されず、雇用した結果の成果も示されていないことから、政務調査活動以外の業務についていると想定せざるを得ない。千葉県議会議員の事務員の雇用状況および議員の業務状況から判定し、多く見て2名いれば充分と思われ、4人全てについての政務調査費使用には合理性がない。

したがって、E、Fに支払ったアルバイト代の合計900,000円は目的外使用として返還させるべきである。

証-5

3) 竹内圭司議員は、3名(A,B,C)の事務員を雇いその給与を後援会活動との50%按分で12ヶ月間、次のように政務調査費から支出している。

	人件費	政務調査費	政調費12ヶ月間
A	259,500円	129,750円	1,557,000円
B	80,000円	40,000円	480,000円
C	250,000円	125,000円	1,500,000円

政務調査活動に3人の事務員雇用には大いに疑問がある。

政務調査のために毎月3人のアルバイトが必要とは思われず、3名の雇用理由が提示されず、雇用した結果の成果も示されていないことから、政務調査活動以外の業務についていると想定せざるを得ない。千葉県議会議員の事務員の雇用状況および議員の業務状況から判定し、多く見て2名いれば充分と思われ、3人全てについての政務調査費使用には合理性がない。

従って、事務員Cに政務調査費から支払われた合計1,500,000円は目的外支出として返還させるべきである。

証-6

4) 杉田守康議員の人件費は、政務調査のための事務員として、杉田建材株式会社からの出向社員2名を採用し、出向費用として社員・山口分が2,880,000円。社員・片岡分が2,160,000円のうち、後援会との按分率50%として、1,440,000円、1,080,000円を杉田建材株式会社に支払っていることが、提出された領収書により説明される。

杉田建材株は、杉田守康議員が同社を創業し、役員に一族が歴任している同族経営会社である。

同社から出向させている2名には人件費として、2,880,000円、2,160,000円の他に、労務費として労働保険料、ボーナス、退職引当金相当額、などが支出されているはずである。

このことから、2名の事務員は杉田建材株式会社の支配を受けており、千葉県政のため

政務調査活動を行うことに制約を受けていることが想定されることから、これは政務調査費を使用してする正常な雇用関係とはいえず、政務調査費の支出は認めることが出来ないことから、全額の2,520,000円を返還させるべきである。

証一 7

3. ガソリン代の一部は政務調査費として認められない。

ガソリン代の取り扱いにつき定めた政務調査費の手引き、第3章 使途基準各項目別の運用指針は、具体的必要性を特定せずに、「自動車等の借上げに要する経費」で支出を認めているが、借上げ及び自家用車のガソリン代は公私の区別が不可能な費目であり、支出に当たっては十分な説明責任を果たすことが求められる。

支出には、借上げ及び自家用車の具体的な目的と使用状況を議員が明らかにすることが必要であり、調査研究よりも他にも利用されることの多い自家用利用につき、支出を認めることは違法である。政務調査費は、議員報酬と異なり、県民からの付託を受けたいわば預かり金たる性質を有するものであるから、政務調査研究に資する具体的な利用状況に応じて支払われるべきである。

現状は、ほとんどの議員の領収書等に、具体的な目的と使用状況の記録が無く、これを確認することが出来ない。このため、議員の業務状況から判定して、ガソリン代等の名目による支出の、一部返還を求める。

1) 伊藤丈議員は、ガソリン代を年間588,481円支払い、75%按分とし441,359円を政務調査費として支出した。

これは月25日使ったとしても毎日110キロ(125円/L,7キロ/L)を走らせたことになり政務調査以外の要件で大半が使われたとみなすのが妥当と考える。

従って、25%程度が政務調査費としての使用が妥当と考え、下記差額294,239円を目的外支出として返還させるべきである。

政務調査費支出額441,359円 - 147,120円

(588,481円 × 25%) = 294,239円

証一 8

2) 石井宏子議員は、ガソリン代を年間288,721円支払い、25%按分とし72,180円を政務調査費として支出した。

これらの使用状況を確認する領収書等に、領収額が不明確(整理NO 3,40,41,42)で、領収書と認められない。また、年度末に、244,281円を支出(整理NO 288)しているが、同様に不明確であり、その使用状況を確認できないことから、これら5件の合計額64,070円は、目的外支出として返還させるべきである。

また、領収書等に使用目的等が不明な点は同様である。

証－ 9

3) 内田悦嗣議員は高速道路代(整理NO 58,75,91,110,133,160,176,194,209)を年間合計で86,100円を政務調査費100%として支出している。

しかし添付されている高速料金額が高額に過ぎ、添付領収書全てが政務調査のためとは考えられず、これに合理性は認められず、他方ガソリン代は政務調査費案分率を29%としているところである。

従って、妥当な案分率を50%とし半額の443,050円は目的外支出として返還させるべきである。

また、同じく調査研究費として16件18,710円の電車代を政務調査費から支出しているが、このうち7件それぞれ1,340円(整理NO92,96,102,115,213,217,222)は本人の最寄り駅から県庁までの電車賃であり政務調査のためとは考えられない。

ことさら、NO 102,115,213は議会開会中の使用であり、このことから目的外支出は明白であり、少なくとも7回分9,380円(1,340円×7)は返還させるべきである。

証－ 10

4) 木名瀬捷司議員は、ガソリン代を年間690,414円支払い、按分率30%として政務調査費より207,118円を支出した。これは38,400kmに相当し、月25日車を走らせたとして毎日128kmずつ走行したことになる。政務調査としての走行は25%程度が妥当と考えられ、差額34,515円は目的外支出として返還させるべきである。

証－ 11

5) 信田光保議員は、ガソリン代を年間616,368円支払い、按分率50%として政務調査費より308,174円を支出した。これは34,500kmに相当し月25日車を走らせたとして毎日115kmずつ走行したことになる。政務調査としての走行は25%程度が妥当と考えられ、差額154,087円を目的外支出として返還させるべきである。

証－ 12

二、「求める勧告措置」

第1、平成21年度千葉県政務調査費において、千葉県の蒙った損害額は別表-2のとおり総額で14,629,485円であり、この返還を知事が各議員に対して求めるよ

う勧告されること。

監査委員が請求人の措置要求を認めない案件については、請求人が各議員の項目毎に理由を明記している様に、その適法性を積極的に認めた説明責任が果たされている理由を項目毎に明記されたい。

第2、政務調査費を認めるとしても、必要であり、有効性、効率性、経済的なもので公益性の説明ができるもの限り支出できる運用を求め、現状の安易な支出をやめさせることが求められる。

そのため、運用方法の見直し、および次について、監査委員は議長に勧告されること。

1. 領収書等に、目的、有効性、効率性、経済的かつ公益性の説明を添付すること。
2. 支給方式を後払いにすること。
3. クレジットカードやポイントカードの利用を禁止するか、その利得を返還させること。

第3、政務調査費の運用を適正に実施し、県民の付託に応えるために、議長および議会事務局の果たす役割は大きい。

政務調査費の適正運用について、2011年1月17日、議会議長に要望書を送付し、2月17日に回答を得たが、内容のない回答文からはその職責を自覚していないと思わざるを得ない。

議会事務局は、面談の際には速やかな措置を約束しながら、2月21日に発出した議会議長にあてた再度の要望書を放置し、再三の抗議で2週間後の3月8日に一部議員に要望の情報が伝達されたようである。

証-13

ことほど、県民から付託された公金の適正な執行について、関係部門の無気力ぶりにはあきれられるほかない。

政務調査費の適正な執行と、県民への説明責任を的確に果たすべく、監査委員は議長に勧告されること。

以上、法第242条第1項の規定により、別紙 事実証明書を添え必要な措置を請求する。

2011年 3月10日

千葉県監査委員 様

請求人

(住所) 〒 260 - 0013
千葉市中央区中央3 - 15 - 6
やまちょうビル6階 渚法律事務所内
(氏名) 千葉県市民オンブズマン連絡会議
代表幹事 広瀬 理夫
(連絡先 : 村越 090 - 9367-3798)

事実証明書 別紙添付

証 拠 説 明 書

証拠番号	証拠の標目	1	2	3
証-1	亀田郁夫議員	広報費の一部に使用した広報紙等が相応しくない支出であること。		
		響・県南思考・県議会レポートの内容が後援会活動、再選活動を含んでいること		
証-2	佐野彰議員	広報費の一部に使用した広報紙等が相応しくない支出であること。		
証-3	高木衛議員	広報費の一部に使用した広報紙等が相応しくない支出であること。		
		出納簿 領収書 杉田守康議員の領収書		
証-4	伊藤和男議員	人件費の支出の一部に相応しくない事項があること		
		出納簿 印の整理番号が当該の支出		
証-5	伊藤丈 議員	人件費の支出の一部に相応しくない事項があること		
		出納簿 印の整理番号が当該の支出		
証-6	竹内圭司議員	人件費の支出の一部に相応しくない事項があること		
		出納簿 領収書		
証-7	杉田守康議員	人件費の支出の一部に相応しくない事項があること		
		出納簿 領収書 杉田建材(株)のHPから		
証-8	伊藤丈 議員	ガソリン代の支出に、相応しくない事項があること		
		出納簿 印の整理番号が当該の支出		
証-9	石井宏子議員	ガソリン代の支出に、相応しくない事項があること		
		調査表 県オンブズ作成 領収書		
証-10	内田悦司議員	交通費の支出に、相応しくない事項があること		
証-11	木名瀬捷司議員	ガソリン代の支出に、相応しくない事項があること		
証-12	信田光保議員	ガソリン代の支出に、相応しくない事項があること		
証-13	要望書	県オンブズ	2011年1月17日	適正運用についての調査要望した
	回答書	議長	2011年2月17日	現状に問題はない、との回答書
	要望書	県オンブズ	2011年2月21日	議員への対応を求めた再度の要望

返還請求額

番号		議員名	返還額 (円)	項目	(円)	
1	1	亀田郁夫	1,053,925	広報費	6,171,022	
		2 亀田郁夫	449,068	広報費		
		3 亀田郁夫	48,861	広報費		
	2	佐野彰	1,138,068	広報費		
		2 佐野彰	311,100	広報費		
		3 佐野彰	200,000	広報費		
	3	高木衛	2,970,000	広報費		
2	1	伊藤和男	1,500,000	人件費		6,420,000
	2	伊藤 丈	900,000	人件費		
	3	竹内圭司	1,500,000	人件費		
	4	杉田守康	2,520,000	人件費		
3	1	伊藤 丈	294,239	ガソリン代	999,341	
	2	石井宏子	64,070	ガソリン代		
	3	内田悦嗣	443,050	ガソリン代		
		内田悦嗣	9,380	ガソリン代		
	4	木名瀬捷司	34,515	ガソリン代		
	5	信田光保	154,087	ガソリン代		
		計	13,590,363			